

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する
省令案の概要について
(化学物質の含有量通知及び第三管理区分場所の測定関係)

厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課



化学物質の含有量の通知関係



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案の概要について

1. 改正の趣旨

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令第91号」という。）により改正された労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第34条の2の6において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の2第1項の規定による文書（以下「SDS」という。）の交付等による通知事項のうち、成分の含有量については、重量パーセントを通知しなければならないとされているところ、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」報告書（令和3年7月19日公表）において、「当該情報が営業上の秘密に当たる場合は、その旨を明記した上で、当該成分及び含有量に係る記載の省略ができるように見直す。ただし、特化則等の適用対象物質については省略を認めない。」こととする旨が提言されている。これらを踏まえ、法の規定の範囲内で、営業上の秘密を保持しつつ、必要な情報を通知するため、SDS等による成分の含有量の通知方法について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

SDSの交付等による通知事項のうち、成分の含有量については、一・四一ジクロロ一ニブテン、鉛、一・三一ブタジエン、一・三一プロパンスルトン、硫酸ジエチル、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第3に掲げる物、令別表第4第6号に規定する鉛化合物、令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛及び令別表第6の2に掲げる物以外の物であって、当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることにより、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについては、その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもって行うことができることとする。なお、この場合において、当該物を譲渡し、又は提供する相手方の事業者から求めがあるときには、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならないこととする。

3. 公布日等

- (1) 公布日：令和5年4月下旬（予定）
- (2) 施行日：公布日 ※本省令による改正後の改正省令第91号の施行日は令和6年4月1日

(参考) 法の規定に基づく成分の含有量の通知について①

現行

○労働安全衛生法

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

- 一 (略)
 - 二 成分及びその含有量
 - 三～七 (略)
- 2・3 (略)

○労働安全衛生規則

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。この場合における重量パーセントの通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。

改正省令第91号による改正後(R6.4.1施行)

○労働安全衛生法 改正なし

○労働安全衛生規則

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。

○令和4年5月31日付け基発0531第9号 第4 4 (2)

ア SDS等における通知事項のうち「成分の含有量」について、GHS及びJIS Z 7253の原則に従って、従前の10パーセント刻みでの記載方法を改めるものであること。重量パーセントによる濃度の通知が原則であるが、通知対象物であって製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能であること。なお、重量パーセント以外の表記による含有量の表記がなされているものについては、平成12年3月24日付け基発第162号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」の記のⅢ第8の2(2)に示したとおり、重量パーセントへの換算方法を明記していれば、重量パーセントによる表記を行ったものと見なすこと。

イ 「成分及びその含有量」が営業上の秘密に該当する場合については、SDS等にはその旨を記載の上、成分及びその含有量の記載を省略し、秘密保持契約その他事業者間で合意した情報伝達の方法により別途通知することも可能であること。

(参考) 法の規定に基づく成分の含有量の通知について②

今回の見直し案(R6.4.1施行)

○労働安全衛生法 改正なし

○労働安全衛生規則

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。

2 (2. 改正の概要の趣旨の条文を新設)

※法令上、義務付けているのは「通知」であり、SDSは通知の手段である。一般的にはSDSによる通知となるが、法令上はSDSに書かずに別途通知することも可能であり、この運用は今回の見直しの前後で変更しない。

※製品の特性上含有量に幅が生じるものについては、濃度範囲による含有量の通知も可能である。この運用は今回の見直しの前後で変更しない。



改善が困難とされた第三管理区分場所の測定関係

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案の概要について

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令第91号」という。）により新設された有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第28条の3の2第4項等において、各規則の規定に基づく作業環境測定の評価の結果、第三管理区分に区分された場所（以下「第三管理区分場所」という。）について、作業環境管理専門家が作業環境の改善が困難であると判断した場合等は、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、6月以内ごとに1回、個人サンプリング測定等により有機溶剤等の濃度を測定（以下「保護具選択測定」という。）し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられた。
- 一方で、有機則第28条第2項等において、有機溶剤業務等を屋内作業場で行う場合は、6月以内ごとに1回作業環境測定を行うことが義務付けられており、第三管理区分場所においては、二種類の測定を実施する義務が重複して課されている。
- 有機則第28条の3の2第5項等の第三管理区分場所は、専門家の判断により改善措置等を実施しても改善困難な場所であること、6月以内ごとに1回、保護具選択測定を行い、呼吸用保護具の有効性を担保していることから、重ねて6月以内ごとに1回の作業環境測定を義務づけなくても、有効なばく露防止対策を実施することは可能である。
- このため、二種類の測定義務の重複による現場の混乱を防ぐため、6月以内ごとに1回の保護具選択測定を実施する第三管理区分場所においては、6月以内ごとに1回の作業環境測定を実施することは要しないこととするための所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 有機則第28条の3の2第5項等で規定している保護具選択測定を行う場合は、有機則第28条第2項等で規定している作業環境測定を行うことを要しない旨を追加。

3. 公布日等

公布日：令和5年4月下旬（予定）、施行日：公布日（※本省令による改正後の改正省令第91号の施行日は令和6年4月1日）

(参考) 改正省令第91号による改正条文等

改正省令第91号による改正後(R6.4.1施行)

○有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)

第二十八条の三の二

1～3 (略)

4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定より作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～四 (略)

5 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 六月以内ごとに一回、定期的に、個人サンプリング測定等により有機溶剤の濃度を測定し、前項第一号に定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

二～三 (略)

6・7 (略)

第二十八条 令第二十一条第十号の厚生労働省令で定める業務は、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤に係る有機溶剤業務のうち、第三条第一項の場合における同項の業務以外の業務とする。

2 事業者は、前項の業務を行う屋内作業場について、六月以内ごとに一回、定期的に、当該有機溶剤の濃度を測定しなければならない。

今回の見直し案(R6.4.1施行)

○有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)

第二十八条の三の二

5 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第二十八条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

二～三 (略)